

年末年始に向けた口蹄疫等の防疫対策徹底を！

これから年末年始及び春節を迎え、海外からの観光客の増加、人や物の動きが活発になることが見込まれます。

韓国、北朝鮮、ロシア、中国等のアジア周辺諸国では口蹄疫の発生が継続、又は拡大しており、国内への侵入リスクは依然として高い状況です。

口蹄疫は、日本では平成22年以降確認されておりませんが、本年5月には韓国で11件の発生が確認されています。

口蹄疫等の現在日本で流行していない家畜伝染病の侵入防止に万全を期すとともに、農場への家畜伝染病侵入防止対策を徹底しましょう。

病原体侵入防止のため、

- ・ 関係者以外の農場立入を制限してください。
- ・ 発生地域への渡航を自粛してください。
- ・ 海外から肉製品を違法に持ち込むことが無いよう従業員に周知してください。

裏面へ続く↓

消毒及び衛生管理区域への病原体持込み防止の徹底！

(1) 衛生管理区域への病原体の侵入防止

- ① 看板の設置等により、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせない
- ② 入口付近に車両消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し車両の消毒をさせる
- ③ 入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に手指の消毒及び靴底の消毒をさせる

(2) 野生動物等からの病原体侵入防止

- ① 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
- ② 飲用に適した水の給与

飼養牛の異状を発見したら直ちに通報してください！

【家畜保健衛生所への届出が必要となる「口蹄疫の特定症状」の例】

(農水省HPより)



泡沫性流ぜん（よだれ）



舌の水疱



舌のびらん（ただれ）

39.0度以上の発熱、よだれ、口やひづめ等に水疱・びらんが認められたら、家畜保健衛生所へ届け出ることが義務づけられています。

家畜に異常が認められたら、連絡をお願いします！

庄内家畜保健衛生所 0235-68-2151

(夜間・休日は携帯に転送されます)